

〒372-0842
群馬県伊勢崎市馬見塚町1196-1
社会福祉法人植竹会
日本財団チャリティー自販機 ご担当者 様

領 収 証

2025年04月15日
14200416021

金額 20,140 円-

「日本財団」への寄付金として上記の金額正に領収いたしました

日本財団は所得税法、法人税法に規定する特定公益増進法人に該当します。
本寄附金は所得税法第 78 条に規定する特定寄附金、法人税法第 37 条第 4 項に規定する寄附金(特定公益増進法人等に対する寄附金として一般の寄附金とは別枠で損金算入が認められる)、並びに租税特別措置法第 70 条第 1 項の適用を受けることができる寄附金に該当します。

当財団に対する寄附金は所得税法の特例として租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 に規定する所得税額の特別控除対象寄附金に該当します。また、当財団は租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 3 号に該当します。本領収書は確定申告の際にその証拠資料となりますので大切に保管してください。



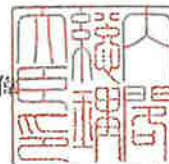
公益財団法人 日本財団 会長 笹 川 陽 平
〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 TEL:03-6229-5111



府 益 担 第 803 号
令和 3 年 8 月 19 日

公益財団法人日本財団
代表者 笹川 陽平 殿

内閣総理大臣
菅 義偉



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和 3 年 8 月 1 9 日 から 令和 8 年 8 月 1 8 日 まで

日本財団チャリティー自販機寄付金明細

No.	自販機ID	設置先名称	入金日	入金額
1	4133	ゆたか保育園	2024/04/19 ～ 2025/03/19	20,140
合計				20,140